

## 一般廃棄物処理施設(最終処分場及び焼却施設を除く。)設置許可申請書(届出書)及び変更許可申請書(届出書)に係る添付書類

- 1 設置に関する計画  
施設の構造を明らかにする書類及び図面
  - (1) 平面図
  - (2) 立面図
  - (3) 断面図(縦断面図及び横断面図)
  - (4) 構造図(付帯設備の構造図を含む。)
  - (5) 設計計算書
- 2 維持管理に関する計画
  - (1) 排ガスの性状、放流水の水質等について、周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値
  - (2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項
  - (3) その他施設の維持管理に関する事項
- 3 処理工程図
- 4 付近の見取図
- 5 生活環境影響調査書
- 6 事業場内見取図(施設の設置場所及び処理する廃棄物の保管施設を明示すること。)
- 7 保管施設の構造図
- 8 施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- 9 施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 10 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 11 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における確定申告書の写し及び確定申告書の添付書類の写し
- 12 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 13 申請者が個人である場合には、直前3年の確定申告書の写し及び確定申告書の添付書類の写し
- 14 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類
- 15 今後5年間の事業に係る収支計画に基づいて中小企業診断士が作成した経営診断書(申請者の直前の事業年度において経営利益金額等(経常利益の金額に減価償却費の額を加えたもの)が0以上であり、かつ、自己資本比率が1割以上である場合その他知事が定める場合にあっては、添付を要しない)

- 16 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 17 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 18 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 19 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- 20 申請者が法人である場合には、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し
- 21 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記事項証明書
- 22 申請者に令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

(注) 1 設置許可(届出)

- (1) 市町村等の届出については8～22を除く。
- (2) 6及び7については、別途必要とする書類である。

2 変更許可(届出)

設置許可(届出)の例による他、添付書類は以下のとおり。

- (1) 変更後の施設に係る書類、図面
- (2) 変更後の施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- (3) 変更後の施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (4) 10から22
- (5) 市町村等の届出については(2)～(4)を除く。